

Oracle PartnerNetwork Partner Ordering Policies

概要

本書は、OPN会員が行うすべての発注に適用される日本オラクルのOrdering Policiesを定めたものです。別段の定めがある場合を除き、本Partner Ordering Policiesは、日本オラクルの製品ラインすべてに適用されます。本ポリシーは、日本オラクルへの発注に適用される特定の条件を記載しています。これらは、オンラインの注文システムでの条件に加え、オラクルとの“partner agreement”に組み込まれて、オラクルへの発注に適用される個別の条件を記載していますので本ポリシーを注意深くお読みください。この Partner Ordering Policies 内での“partner agreement”とは次の agreement と関連する全ての addenda を指しています。

Oracle PartnerNetwork Agreement
Master Distribution Agreement
ISV Master Distribution Agreement
Full Use Distribution Agreement
Application Specific Full Use Distribution Agreement
Embedded Software License Distribution Agreement
OEM Hardware Distribution Agreement
Value Added Distributor Agreement

本Partner Ordering Policiesにおいて「貴社」とは、該当のdistribution agreementを日本オラクルと締結した法人、又は該当のdistribution agreementで定義される法人をいいます。特段の定めがある場合を除き、日本オラクルのdistribution agreementで用いられるその他の定義はすべて、本Partner Ordering Policiesにおいても同じ意味を有するものとします。

本Partner Ordering Policiesは、日本オラクルの裁量で変更される場合があります。

Full Use Distribution に基づく発注

ポリシー

このポリシーの運用では Full Use Distribution に基づく発注とは、次の partner agreement に準拠した発注を指します(このセクション内ではこれらをまとめて“FUDA Agreement”と呼びます)：

- Full Use Distribution Addendum to the Master Distribution Agreement
- Cloud Services Distribution Addendum to the Master Distribution Agreement
- Full Use Distribution Addendum to the ISV Master Distribution Agreement
- Cloud Services Distribution Schedule to Full Use Addendum to ISV Master Distribution Agreement
- Full Use Distribution Agreement
- Cloud Services Distribution Addendum to Full Use Distribution Agreement

貴社は、貴社と日本オラクルとの間で取り交わした有効な FUDA Agreementに基づき、特定のオラクルの対象プログラム、対象ハードウェア、Learning Credits、テクニカル・サポート、クラウド・サービス及びオラクルのその他の対象サービスをエンドユーザーに頒布する目的で、注文することができます。日本オラクルは貴社に対し、Full Use Distribution に基づく注文を Oracle Value Added Distributor(以下「VAD」といいます)に発注するよう求める

ことができます。貴社は、エンドユーザーからの受注後に限り、エンドユーザーが注文したのと同じ対象プログラム、Learning Credits、クラウド・サービス及び／又は対象サービスを日本オラクル又はVADに注文することができます。貴社の注文は、完全なものでなければならず、かつ本Partner Ordering Policiesに準拠したものでなければならず、また、該当する FUDA Agreement の条件が適用されるものとします。

日本オラクルは、OPNサイトで、オンライン発注システム及び／又は日本オラクルの標準のパートナー注文書を利用可能にするものとします。貴社は、利用可能な場合はオンライン発注システムにより、又は日本オラクルの指示に従いファクシミリ又は郵送で日本オラクルの標準のパートナー注文書を提出することにより、発注しなければなりません。詳細については、以下のオンライン発注の項をご覧ください。

データ・エレメント

貴社が提出する個々の注文には、OPNサイトで貴社に提供されるパートナー注文書に記載の要求項目、又はオンライン発注システムに含まれる要求項目を含めなければなりません。要求項目には以下が含まれますが、それに限定されません。

1. 対象プログラム、対象ハードウェア、テクニカル・サポート及びその他対象サービス
 - エンドユーザーの名称及び住所(エンドユーザーの電子メールアドレスを含みます)
 - 該当する場合、(Transactional) Oracle Master Agreement の日付及びバージョン、Oracle Master Agreement の日付及びバージョン、Oracle Partner Store のWebサイトから発行される一意の登録キー番号、又は以下に説明する、日本オラクルが使用を認めた日本オラクルとエンドユーザー間の既存の使用権許諾契約の日付及びバージョン
 - 貴社の distribution agreement において該当する場合は、貴社とエンドユーザー間のエンドユーザー使用権許諾契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
 - 貴社が発注を行っている貴社と日本オラクルとの間の契約の名称(日付及び契約書番号を含みます)
 - 対象プログラムの出荷先(出荷を要する場合)。
 - 使用権許諾される対象プログラムの名称、該当するライセンス単位、数量及び有効期間(Term Licenseの場合)
 - 該当する場合、ハードウェアの引渡場所
 - 日本オラクルに支払うべきライセンス料、ハードウェアの対価、年間のテクニカル・サポート料金及びその他対象サービスの対価の合計額
 - 第2年度のテクニカル・サポートにつきエンドユーザーに通知される年間のテクニカル・サポート料金
2. Learning Credits
 - エンドユーザーの名称及び住所(エンドユーザーの電子メールアドレスを含みます)
 - 該当する場合、(Transactional) Oracle Master Agreement の日付及びバージョン、Oracle Master Agreement の日付及びバージョン、Oracle Partner Store のWebサイトから発行される一意の登録キー番号、又は以下に説明する、日本オラクルが使用を認めた日本オラクルとエンドユーザー間の既存の使用権許諾契約の日付及びバージョン
 - 貴社の distribution agreement において該当する場合は、貴社とエンドユーザーとの間のエンドユーザー使用権許諾契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
 - 貴社が発注を行っている日本オラクルとの契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
 - Learning Credits の数及び価格表に記載の価格
 - 貴社に対する割引
 - 日本オラクルに支払うべき対価の合計額
3. クラウド・サービス
 - エンドユーザーの名称及び住所(エンドユーザーの電子メールアドレスを含みます)
 - 『エンドユーザー・クラウド・サービス契約』の項で、オラクルとエンドユーザー間の Oracle Cloud Services Agreement (CSA) の日付とバージョン、あるいはスケジュール C が添付されたオラクルとエンドユーザー間の Oracle Master Agreement (OMA)の日付とバージョンとして説明されているエンドユーザー・クラウド・サービス契約

- 貴社のdistribution agreementにおいて該当する場合は、貴社とエンドユーザー間のエンドユーザー使用権許諾契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
- “SEU”(Specified End User)の注文の場合は、クラウド発注のエンド・ユーザー証明書(POEU)要件を満たす必要があります
- 貴社が発注を行っている貴社と日本オラクルとの間の契約の名称(日付及び契約書番号を含みます)
- 製品、クラウド・サービスの契約数と定価、サービス期間
- 貴社に対する割引
- 日本オラクルに支払うべき対価の合計額
- データセンター地域

エンドユーザー契約

貴社とエンドユーザーとの間の注文には、当該注文が日本オラクルの最新の(Transaction) Oracle Master Agreement (TOMA)又は日本オラクルが事前に使用を認める日本オラクルとエンドユーザー間の既存の使用権許諾契約のいずれかによるエンドユーザー使用権許諾契約の条件に準拠し、当該条件と一体をなすことが明確に記載されなければなりません。貴社が日本オラクルに提出する個々の注文書には、エンドユーザー使用権許諾契約は以下に定める契約のいずれかであることを記載するものとします。(a)エンドユーザーがオンラインで同意するTOMA(利用可能な場合) (b)オラクルとエンドユーザー間で締結するOracle Master Agreement (OMA) (c)日本オラクルが事前に使用を認めた日本オラクルとエンドユーザー間の既存の使用権許諾契約。貴社が提出する注文書に、エンドユーザーがオンラインでTOMAに同意する旨記載されている場合、貴社は、エンドユーザーがオンラインでTOMAに同意できるように、日本オラクルが指示するしかるべきWebサイトをエンドユーザーに案内するものとします。貴社が提出する注文書に、エンドユーザーがTOMAを締結する旨記載されている場合、貴社は、注文書の提出時に署名済みの契約を日本オラクルに送付する必要があります。貴社は、日本オラクルの最新の標準TOMAを、<http://www.oracle.com/partners> (ログインし、メンバーシップの管理 > 契約とポリシーを選択)で入手することができます。貴社の注文書に、日本オラクルとエンドユーザーとの間の既存の使用権許諾契約が参照される場合、貴社は、発注する前に日本オラクルの承諾を求めるために当該既存の使用権許諾契約を日本オラクルに提出しなければならず、日本オラクルが当該既存の使用権許諾契約の使用を認めた後でなければ、関連する注文書を提出することができません。

貴社のFUDA Agreement、又は、エンドユーザーとの特定の取引に関するパートナー注文書において貴社による使用が明示的に認められている場合、FUDA Agreement 及び/又は該当するパートナー注文書の条件に準拠した貴社とエンドユーザー間の法的拘束力のある契約書をエンドユーザー契約とし、当該契約を参照して、貴社はエンドユーザーとの間で注文書を取り交わすことができます。その場合、貴社が提出する注文書に、エンドユーザー契約の名称、日付及びバージョン情報を表示しなければなりません。

上記エンドユーザー契約に関する規定、あるいは貴社のFUDA Agreement の規定にかかわらず、次の条件を満たす場合、貴社のエンドユーザーからの注文はエンドユーザー契約書の代わりにオラクルの Manufacturer's Statement of Terms を参照することができます。

条件:対象ハードウェアとそのテクニカル・サポートおよびオラクルのテクニカル・サポート・ポリシーで指定される関連するサービスのみの頒布の場合

貴社からの注文に、オラクルの Manufacturer's Statement of Terms による注文である旨が記載されている場合、貴社の注文書がオラクルに提出されたことをもって、貴社がオラクルの Manufacturer's Statement of Terms をエンドユーザーに提示したことの確約とみなされます。貴社は、エンドユーザーによる対象ハードウェア購入に関する貴社とエンドユーザー間の契約条件について、オラクルの Manufacturer's Statement of Terms に記載されている事項を除き、すべての責任を負うものとし、Manufacturer's Statement of Terms に関連のない問い合わせをオラクルが直接受けた場合は貴社に照会します。オラクルの Manufacturer's Statement of Terms は対象プログラム¹とそれに関連するサービスの注文には使用することはできません。

- _____
- ¹ Systems Hardware and Software Global Price List に掲載されているソフトウェア製品は、対象プログラムとして取

上記の規定およびFUDA Agreement の規定にかかわらず、ハードウェアの注文がオラクルの Non-IP Parts のみで構成される場合、当該注文に関してはエンドユーザー契約の締結を不要とします。Non-IP Parts の一覧は <http://www.oracle.com/partners> (ログインし、マーケティングと販売 > 販売リソース を選択)で閲覧できます。

エンドユーザー・クラウド・サービス契約

貴社とエンドユーザーとの間の注文には、当該注文が次のいずれかのエンドユーザー・クラウド・サービス契約の条件に準拠し、当該条件と一体をなすことが明確に記載されなければなりません。

- ・ オラクルとエンドユーザー間の、スケジュールCが添付された最新の Oracle Master Agreement (OMA)
- ・ オラクルとエンドユーザー間の、最新の Cloud Services Agreement (CSA)

貴社が日本オラクルに提出する個々の注文書には、エンドユーザー・クラウド・サービス契約が次に定める契約のいずれかであることを記載するものとします(a)オラクルとエンドユーザー間のOMA (b) オラクルとエンドユーザー間の CSA。貴社が発注の際に、エンドユーザーがオラクルとエンドユーザー間で有効なエンドユーザー・クラウド・サービス契約未締結の場合は、貴社はエンドユーザー捺印のあるエンドユーザー・クラウド・サービス契約を変更なしで貴社が発注する際にオラクルに提供しなければなりません。貴社は、日本オラクルの最新の標準 OMA 及び CSA を、<http://www.oracle.com/partners> (ログインし、メンバーシップの管理 > 契約とポリシー を選択)で入手することができます。

貴社の CSDA、CSDS、あるいは CSDA to MDA、又は、エンドユーザーとの特定の取引に関するパートナー注文書において貴社による使用が明示的に認められている場合、CSDA、CSDS、あるいは CSDA to MDA 及び/又は規定通りのパートナー注文書の条件に準拠した貴社とエンドユーザー間の法的拘束力のある契約書をエンドユーザー・クラウド・サービス契約とし、当該契約を参照して、貴社はエンドユーザーとの間で注文書を取り交わすことができます。その場合、貴社が提出する注文書に、エンドユーザー・クラウド・サービス契約の名称、日付及びバージョン情報を表示しなければなりません。

パートナーの発注条件

貴社がパートナー注文書を用いて発注する場合、パートナー注文書には、当該発注に適用される条件が含まれます。貴社が日本オラクルのオンライン発注システムのいずれかを用いて発注する場合、貴社の注文は、本ポリシーのオンライン発注の項に定める条件に準拠するものとします。公共機関のエンドユーザーに対象プログラム、対象ハードウェア、及び/又は対象サービスの頒布を行うときは、<http://www.oracle.com/partners> (ログインし、マーケティングと販売 > 販売リソース を選択)で入手することができる Public Sector Ordering Documents で発注されなければなりません。「公的機関のエンドユーザー」とは、①あらゆる階層の国、地方自治体の全ての行政機関、立法機関、司法機関、それらに関連する機関又は部局、②上記①により経営、支配又は議決権の過半数を所有されている法人、あらゆる種類の公的機関、公的な財団法人(政党、政治組織、政治家候補を含みます)、③あらゆる公的な国際機関(国際赤十字、国際連合、世界銀行等の機関を指しますがこれらに限定されません)を指します。

対象プログラムとそのテクニカル・サポートに関するエンドユーザーの発注条件

以下の条件は、貴社に対し当該条件が適用される注文を行ったエンドユーザーに通知されなければなりません。これらの条件は、エンドユーザーからの注文に固有の条件となるため、貴社は、エンドユーザーから以下の条件についての同意を書面で取得し、貴社の記録として当該同意書面を保管しなければなりません。

- **定義及び規則** - 貴社とエンドユーザーとの間で交わした注文書の一部として、エンドユーザーが注文した対象プログラム、テクニカル・サポート及び Learning Credits に適用される特定の定義及び規則を、エンドユーザーに通知しなければなりません。定義及び規則は、<http://www.oracle.com/partners> (ログインし、マーケティングと販売 > 販売リソース を選択)で入手することができます
- **開始日** - 貴社とエンドユーザーとの間で取り交わす注文書には、全ての対象プログラムの使用権、及
- _____
り扱います

び全ての対象サービスの提供期間は、日本オラクルが有形のメディアを出荷した時点をもって、又は出荷の必要がない場合は、貴社と日本オラクルとの間で交わした注文書の発効日をもって開始される旨を表示しなければなりません。

- 対象地域 - 貴社とエンドユーザーとの間で取り交わす注文書には、対象プログラムの使用権及び対象サービスは、エンドユーザーが所在する国でエンドユーザーによって使用されるためのものである旨を表示しなければなりません。
- 引渡し及びインストール - 貴社のエンドユーザーは、納品手段を指定しなければならず、貴社は、エンドユーザーが選択した納品手段に基づき、以下の各号に定める情報を通知する必要があります。日本オラクルは、いくつかの納品手段(ダウンロードを含みます)を提供しています。メディアパックは全ての対象プログラムに対して出荷可能であるとは限らず、出荷可能な場合でもメディア代と出荷手数料がかかることに注意してください。ダウンロードによる納品は、貴社若しくはエンドユーザーの国で利用できない場合、又は特定のプログラムについて利用できない場合がありますのでご承知おきのうえ、納品手段を選択する前に、<http://edelivery.oracle.com> でご利用可能かを確認してください。
- エンドユーザーがダウンロードにより対象プログラムを受領することを選択した場合 - 対象プログラムがダウンロードに対応している場合、日本オラクルは、貴社及びエンドユーザーが、注文した対象プログラムを <http://edelivery.oracle.com> にある Software Delivery Cloud Web サイトでダウンロードできるようにするものとします。Oracle 1-Click Ordering プログラムの注文の場合は、日本オラクルは、エンドユーザーに対してのみ、対象プログラムを <http://edelivery.oracle.com/oracleoneclickordering> でダウンロードできるようにするものとします。貴社及び／又はエンドユーザーは、上述の URL を介して、注文した各対象プログラム及び関連する対象ドキュメントの注文書の発効日時点での最新版にアクセスし、それらをダウンロードすることができます。Oracle 1-Click Ordering プログラムについては、エンドユーザーのみが対象プログラムをダウンロードでき、当該ダウンロードは、貴社と日本オラクルとの間で交わした注文書の日付から 30 日以内に完了しなければなりません。最初のダウンロード後、エンドユーザーは、最新版の対象プログラムを取得するために、該当する対象プログラムのテクニカル・サポートを継続して契約することを条件として、注文した対象プログラムのソフトウェア及び関連の対象ドキュメントを継続的にダウンロードすることができます。全ての対象プログラムが、全てのハードウェアとオペレーティング・システムの組み合わせで使用できるわけではありません。最新のプログラムがダウンロード可能であるか否かについては、上記の Software Delivery Cloud Web サイトで確認してください。貴社は、エンドユーザーがダウンロードにより対象プログラムを受領した場合、日本オラクルは、ダウンロードによるか又はその他の方法によるかを問わず、引渡し義務を一切負わないことについて、貴社とエンドユーザーとの間で取り交わす注文書上にエンドユーザーの承諾を得る必要があります。貴社及び／又はエンドユーザーは、ソフトウェアのインストールについて責任を負うものとし、日本オラクルはその責任を一切負わないものとします。
- エンドユーザーが既に対象プログラムの引渡しを受けている場合 - エンドユーザーが既に、対象プログラムの引渡しを受けている場合は、日本オラクルは引渡し義務を負わず、また、エンドユーザーは、日本オラクルが、注文のあった各対象プログラムのソフトウェアのメディアを1部、及び対象ドキュメントを一式(一般に提供可能な形態で)貴社又はエンドユーザーの所在地に引き渡したことを、貴社とエンドユーザーの間で交わした注文書で確認する必要があります。貴社及び／又はエンドユーザーは、ソフトウェアのインストールについて責任を負うものとし、日本オラクルはその責任を一切負わないものとします。
- エンドユーザーがダウンロードにより対象プログラムを受領し、メディア・パックの出荷により対象プログラムのコピーを追加で受領することを選択した場合 - 対象プログラムがダウンロードに対応している場合、日本オラクルは、貴社及びエンドユーザーが、注文した対象プログラムを <http://edelivery.oracle.com> にある Electronic Delivery Web サイトでダウンロードできるようにする

ものとし、Oracle 1-Click Ordering プログラムの注文の場合は、日本オラクルは、エンドユーザーに対してのみ、対象プログラムを、<http://edelivery.oracle.com/oracleoneclickordering> でダウンロードできるようにするものとし、貴社及び／又はエンドユーザーは、上述の URL を介して、注文した各対象プログラム及び関連する対象ドキュメントの注文書の発効日時点での最新版にアクセスし、それらをダウンロードすることができます。Oracle 1-Click Ordering プログラムについては、エンドユーザーのみが対象プログラムをダウンロードでき、当該ダウンロードは、貴社と日本オラクルとの間で交わした注文書の日付から 30 日以内に完了しなければなりません。最初のダウンロード後、エンドユーザーは、最新版の対象プログラムを取得するために、該当する対象プログラムのテクニカル・サポートを継続して契約することを条件として、注文した対象プログラム及び関連する対象ドキュメントを継続的にダウンロードすることができます。全ての対象プログラムが、全てのハードウェアとオペレーティング・システムの組み合わせで使用できるわけではありません。最新のプログラムがダウンロード可能であるか否かについては、上記の Software Delivery Cloud Web サイトで確認してください。日本オラクルは、対象プログラムをダウンロードにより入手可能とすることに加えて、注文書に記載された特定のハードウェアとオペレーティング・システムの組み合わせで使用できる有形のメディアを、注文書に記載の住所に送付するものとし、各メディア・パックは、メディア・パックに含まれる各対象プログラムの（一般に提供可能な形態の）ソフトウェアのメディア1部及び対象ドキュメント一式で構成されています。適切なメディア代金及び送料が、適用されるものとし、有形のメディアの引渡しに関する日本オラクルの出荷条件は、FCA Shipping Point, Prepaid and Add(出荷地運送人渡し条件。運送料については日本オラクルが前払いし、出荷物の請求書に加算して請求する)です。Oracle 1-Click Ordering プログラムが貴社に出荷される場合、貴社は、当該プログラムを受領時の状態で未開封のままエンドユーザーに送らなければならない、出荷された当該プログラムを開封してはなりません。貴社は、日本オラクルが、Software Delivery Cloud Web サイトの URL を提供したことによりその引渡し義務を果たしたことについて、貴社とエンドユーザーとの間で取り交わす注文書上でエンドユーザーの確認を得る必要があります。貴社及び／又はエンドユーザーは、ソフトウェアのインストールについて責任を負うものとし、日本オラクルはその責任を一切負わないものとし、

- エンドユーザーがメディア・パックの出荷によってのみ対象プログラムを受領することを選択した場合 - 注文された全ての対象プログラムについて、日本オラクルは、注文書に記載された特定のハードウェアとオペレーティング・システムの組み合わせで使用できる有形のメディアを、注文書に記載の住所に送付するものとし、各メディア・パックは、メディア・パックに含まれる各対象プログラムの（一般に提供可能な形態の）ソフトウェアのメディア1部及び対象ドキュメント一式で構成されています。適切なメディア代金及び送料が、適用されるものとし、有形のメディアの引渡しに関する日本オラクルの出荷条件は、FCA Shipping Point, Prepaid and Add(出荷地運送人渡し条件。運送料については日本オラクルが前払いし、出荷物の請求書に加算して請求する)です。Oracle 1-Click Ordering プログラムが貴社に出荷される場合、貴社は、当該プログラムを受領時の状態で未開封のままエンドユーザーに送らなければならない、出荷された当該プログラムを開封してはなりません。貴社及び／又はエンドユーザーは、ソフトウェアのインストールについて責任を負うものとし、日本オラクルはその責任を一切負わないものとし、
- ソースコード - 日本オラクルは特定の対象プログラムの標準的な納品物の一部としてソースコードを提供する場合があります、日本オラクルが提供する全てのソースコードには、使用権許諾契約及び対象ドキュメントの条件が適用されることを、貴社はエンドユーザーに対して通知しなければなりません。
- トライアル・ライセンス - 貴社はエンドユーザーに対し、エンドユーザーが試用又は非業務処理目的のみ使用できる別のプログラムが、エンドユーザーの注文に含まれることがある旨を通知しなければなりません。エンドユーザーは、第三者に対して対象プログラムの内容及び／又は機能に関する研修を提供し、又はそのような研修に参加するためにトライアル・プログラムを使用することはできません。エンドユーザーは、トライアル・プログラムが納入された日から 30 日間（以下「トライアル期間」といいます）、当該プログラムを評価できます。エンドユーザーは、トライアル期間経過後にも当該プログラムを

使用する場合は、当該プログラムについて日本オラクル又は distributor(日本オラクルの正規の販売代理店、以下同じ)から使用権の許諾を受ける必要があります。エンドユーザーは、トライアル期間経過後に当該プログラムの使用権を購入しない場合は、当該プログラムの使用を中止し、エンドユーザーのコンピュータ・システムから当該プログラムを削除しなければなりません。当該プログラムは「現状有姿」のまま提供されるものであり、日本オラクルは、当該プログラムについて、テクニカル・サポートの提供をせず、又、いかなる保証も提供しません。

- セグメンテーション(契約の独立性) - 貴社はエンドユーザーに対し、対象プログラムの使用権の提案は、エンドユーザーが日本オラクルから受けたか、又は受ける可能性があるコンサルティング・サービスの提案とは別に行われるものであり、エンドユーザーに日本オラクルのコンサルティング・サービスの購入を求めるものではない旨を通知しなければなりません。
- Learning Credits - 貴社はエンドユーザーに対し、注文された Learning Credits は取消不能であり、一旦支払われた Learning Credits の対価は払い戻されないことを通知しなければなりません。Learning Credits の注文に対しては、出荷は必要ありません。Oracle University は、注文及び関連の支払を受け次第、エンドユーザーに当該エンドユーザー固有のアカウント番号を電子メールで送付するものとします。

対象ハードウェアとそのテクニカル・サポートに関するエンドユーザーの発注条件

以下の条件は、貴社に対し当該条件が適用される注文を行ったエンドユーザーに通知されなければなりません。これらの条件は、エンドユーザーからの注文に固有の条件となるため、貴社は、エンドユーザーから以下の条件についての同意を書面で取得し、貴社の記録として当該同意書面を保管しなければなりません。

- 対象ハードウェア - 貴社が対象ハードウェアを注文する場合、対象ハードウェアは次のコンポーネントにより構成されます： 添付の見積書に記載された、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア、組込ソフトウェアのオプションと全てのハードウェア機器(コンポーネント、オプション及び、スペア・パーツを含みます)。ハードウェア機器およびそのパーツは新品の場合と再利用品の場合があります。
- 開始日 - 対象ハードウェア及び組込ソフトウェアについて、開始日とは、対象ハードウェアの受領日をいいます。但し、対象ハードウェア及び組込ソフトウェアに関連する全てのサービスの実施期間は、対象ハードウェアの出荷日をもって開始します。
- 対象地域 - 対象ハードウェアは、貴社が注文書にて引渡し場所として指定した国に設置されるものとします。
- セグメンテーション(契約の独立性) - (エンドユーザーへの頒布を目的として提出される貴社の注文書に記載された)対象ハードウェアの購入は、エンドユーザーがオラクルから提供を受ける、又は既に提供を受けたコンサルティング・サービス、対象プログラム及びテクニカル・サポートの提案から独立しており、オラクルのコンサルティング・サービス、テクニカル・サポート及び対象プログラムの購入は必須ではありません。
- ハードウェアの引渡し、設置及び受領
 - 貴社及びエンドユーザーは、対象ハードウェアの設置について責任を負います。
 - オラクルは、対象ハードウェアを、貴社の注文で指定された場所において引き渡すものとします。国別の引き渡し条件は、Order and Delivery Policies に基づくものとし、かかるポリシーは <http://www.oracle.com/partners> (ログインして メンバーシップの管理 > 契約とポリシー を選択)にて閲覧することができます。
 - エンドユーザーは、対象ハードウェアの引渡し時点において、これを受領したものとみなします。
 - オラクルは、部分的に引渡しをする場合があり、その場合には貴社に対し相当対価の請求ができて

- るものとします。
- オラクルは、対象ハードウェアの全体的なパフォーマンスに重大な悪影響を与えない範囲で、製品の代替や変更をすることがあります。
- オラクルは、貴社の注文した対象ハードウェアの数量やタイプに応じ、オラクルの過去の実績に準じた期間内に引渡しができるように商業的に合理的な範囲で努力するものとします。
- 所有権の移転 - ハードウェア機器の所有権は引渡しにより移転します。

Application Specific Full Use Distribution に基づく報告

ポリシー

このポリシーの運用では Application Specific Full Use Distribution に基づく報告とは、次の partner agreement に準拠した報告を指します(このセクション内ではこれらをまとめて“ASFU Agreement”と呼びます)：

- Application Specific Full Use Distribution Addendum to the Master Distribution Agreement
- Application Specific Full Use Distribution Addendum to the ISV Master Distribution Agreement
- Application Specific Full Use Distribution Agreement

貴社は、貴社と日本オラクル間で締結した ASFU Agreement に基づき、貴社の対象パッケージとともにエンドユーザーに頒布した対象プログラム及び／又はテクニカル・サポート・サービスについて、月次報告書を提出しなければなりません。貴社は、エンドユーザーからの対象パッケージの受注後に限り、対象プログラムをエンドユーザーへ頒布可能で、オラクルへ報告ができます。

貴社は、対象プログラム及び／又はテクニカル・サポート・サービスが頒布された月の末日から20日以内に、日本オラクル又はVADに報告を提出しなければなりません。また、貴社は、対象プログラム又はテクニカル・サポート・サービスが頒布されなかった月についても、報告を提出しなければなりません。貴社が提出する報告は、完全であり、かつ本Partner Ordering Policiesに準拠したものでなければならず、また、ASFU Agreement の条件が適用されるものとします。オラクルはこれまで ASFU Agreement に基づくアプリケーション・パッケージについて対象プログラムのソフトウェア・メディアのコピーと対象ドキュメント一式を(一般的に入手できる形式で)配布していますが、貴社からの報告書による注文に関しては、オラクルは配布の義務は負いません。

日本オラクルは、OPNサイトで、オンライン発注システム及び／又は日本オラクルの標準のパートナー報告書様式を入手可能にするものとします。貴社は、利用可能な場合はオンライン発注システムにより、又は日本オラクルの指示に従いファクシミリ又はポストで日本オラクルの標準のパートナー報告書様式を提出することにより、報告書を提出しなければなりません。詳細については、下記のオンライン発注の項をご覧ください。

データ・エレメント

貴社が提出する報告書には、OPNサイトで貴社に提供されるパートナー報告書様式に記載のデータ・エレメント、又はオンライン発注システムに含まれるデータ・エレメントを含めなければなりません。データ・エレメントには以下に記載する事項が含まれますが、それに限定されません。

1. 対象プログラム、テクニカル・サポート及びその他対象サービス
 - エンドユーザーの名称及び住所(エンドユーザーの電子メールアドレスを含みます)
 - 該当するエンドユーザー使用権許諾契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
 - 貴社が発注を行っている貴社日本オラクル間の契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
 - 対象プログラムの出荷先
 - エンドユーザーの注文日
 - 使用権許諾された対象プログラムの名称、該当するライセンス単位、数量及び有効期間(期間ライセンスの場合)
 - 日本オラクルに支払うべきライセンス料、年間のテクニカル・サポート料及びその他対象サービス料の合計額

パートナーの報告に関する条件

貴社がパートナー報告書様式を使用する場合は、契約、当該報告書様式及び本ポリシーには、提出される報告書に適用される条件が含まれます。貴社が日本オラクルのオンライン発注システムのいずれかを用いて報告書を提出する場合、貴社の報告書は、本ポリシーのオンライン発注の項に定める条件に準拠するものとします。

Embedded Software License に基づく報告

ポリシー

このポリシーの運用では Embedded Software License に基づく報告とは、次の partner agreeme に準拠した報告を指します(このセクション内ではこれらをまとめて“ESL Agreement”と呼びます)：

- Embedded Software License Distribution Addendum to the Master Distribution Agreement
- Embedded Software License Distribution Addendum to the ISV Master Distribution Agreement
- Embedded Software License Distribution Agreement

貴社は、対象プログラム及び／又はテクニカル・サポート・サービスが頒布された月の末日から20日以内に、日本オラクル又はVADに報告を提出しなければなりません。また、貴社は、対象プログラム又はテクニカル・サポート・サービスが頒布されなかった月についても、報告を提出しなければなりません。貴社が提出する報告は、完全であり、かつ本Partner Ordering Policiesに準拠したものでなければならず、また、ESL Agreement の条件が適用されるものとします。オラクルはこれまで ESL Agreement に基づくアプリケーション・パッケージについて対象プログラムのソフトウェア・メディアのコピーと対象ドキュメント一式を(一般的に入手できる形式で)配布してきていますが、貴社からの報告書による注文に関しては、オラクルは配布の義務は負いません。

日本オラクルは、OPNサイトで、オンライン発注システム及び／又は日本オラクルの標準のパートナー報告書様式を入手可能にするものとします。貴社は、利用可能な場合はオンライン発注システムにより、又は日本オラクルの指示に従いファクシミリ又はポストで日本オラクルの標準のパートナー報告書様式を提出することにより、報告書を提出しなければなりません。詳細については、下記のオンライン発注の項をご覧ください。

データ・エレメント

貴社が提出する報告書には、OPN サイトで貴社に提供されるパートナー報告書様式に記載のデータ・エレメント、又はオンライン発注システムに含まれるデータ・エレメントを含めなければなりません。データ・エレメントには以下に記載する事項が含まれますが、それに限定されません

1. 物理的機器に組み込まれている対象プログラム、及びテクニカル・サポート
 - 該当する対象パッケージの名称
 - 該当するエンドユーザー使用権許諾契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
 - 貴社が発注を行っている貴社日本オラクル間の契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
 - エンドユーザーの注文日
 - 使用権許諾された対象プログラムの名称、該当するライセンス単位、数量及び有効期間(期間ライセンスの場合)
 - 日本オラクルに支払うべきライセンス料及び年間のテクニカル・サポート料の合計額
2. アプリケーション・プログラムに組み込まれている対象プログラム、及びテクニカル・サポート
 - エンドユーザーの名称及び住所
 - 該当する対象パッケージの名称
 - 該当するエンドユーザー使用権許諾契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
 - 貴社が発注を行っている貴社日本オラクル間の契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
 - 対象プログラムの出荷先
 - エンドユーザーの注文日

- 使用権許諾された対象プログラムの名称、該当するライセンス単位、数量及び有効期間(期間ライセンスの場合)
- 日本オラクルに支払うべきライセンス料及び年間のテクニカル・サポート料の合計額

パートナーの報告に関する条件

貴社がパートナー報告書様式を使用する場合は、契約、当該報告書様式及び本ポリシーには、提出される報告書に適用される条件が含まれます。貴社が日本オラクルのオンライン発注システムのいずれかを用いて報告書を提出する場合、貴社の報告書は、本ポリシーのオンライン発注の項に定める条件に準拠するものとします。

OEM Hardware Distribution Agreement に基づく発注と報告

ポリシー

貴社は、貴社日本オラクル間で締結した OEM Hardware Distribution Agreement(以下「OEM agreement」といいます)に基づき、貴社がエンド・ユーザーに頒布する対象プログラム、対象ハードウェア及び／又は対象サービスについて、貴社は(1) 該当する対象プログラム、対象ハードウェア及び／又は対象サービスを日本オラクル又はオラクル VAD に注文し(2) オラクルが貴社に対象ハードウェアを出荷した日から 90 日以内に、以下に指定されたエンド・ユーザー情報を日本オラクル又はオラクル VAD に報告しなければなりません。貴社が提出する注文及び報告書は、完全であり、かつ本 Partner Ordering Policies に準拠したものでなければならず、また、OEM agreement の条件が適用されるものとします。オラクルは貴社からの報告の受領をもって、対象ハードウェアの保証を貴社からエンド・ユーザーに移転します。対象ハードウェアの最終注文可能日はオラクルの標準価格表に記載されるか、オラクルから書面で貴社に通知されます。

対象ハードウェアに関するオラクルの注文および引き渡しプロセスは、対象ハードウェアが引き渡される国で注文されること(“Local-to-Local model”)を前提としています。貴社は付加価値ハードウェア・パッケージ登録フォームに基づいて注文するすべての対象ハードウェアの貴社の引き渡し先を、付加価値ハードウェア・パッケージ登録フォームで特定するものとします。オラクルは、“Local-to-Local model”に準拠して、どこのオラクル現地子会社が注文を受けるかを貴社に連絡します。

オラクルは Order and Delivery Polices に従って対象ハードウェアを引き渡します。貴社は、Order and Delivery Polices に記載されている Country Delivery Terms Table の引き渡し条件に従うことに同意します。対象ハードウェアの注文変更、取り消し及び対象ハードウェアの返却については、Order and Delivery Polices に従います。Order and Delivery Polices は <http://www.oracle.com/partners> (ログインし、メンバーシップの管理 > 契約とポリシー を選択)からアクセスすることができます。

オラクルはオンライン発注システムと標準のパートナー報告フォームを Oracle PartnerNetwork のウェブサイト経由で提供します。貴社は、利用可能であれば、オンライン発注システムで注文と報告を行うか、あるいは、標準のパートナー報告フォームをファックスかオラクルの指定する方法でオラクルに送らなくてはなりません。さらに詳しい情報は「オンライン発注」の項を参照してください。

データ・エレメント

貴社が提出する個々の報告には、OPNサイトで貴社に提供される報告書式に記載の要求項目、又はオンライン発注システムに含まれる要求項目を含めなければなりません。要求項目には以下が含まれますが、それに限定されません。

1. 対象ハードウェア、対象プログラム及びテクニカル・サポート
 - エンドユーザーの名称及び住所(エンドユーザーの電子メールアドレスを含みます)
 - 該当するエンドユーザー契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
 - 貴社が発注を行っている貴社日本オラクル間の契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
 - 対象ハードウェア及び／又は対象プログラムの出荷先
 - エンドユーザーの注文日
 - 対象ハードウェアの名称、使用権許諾された対象プログラムの名称、該当するライセンス単位、数量及

び有効期間(期間ライセンスの場合)

- 日本オラクルに支払うべき年間のテクニカル・サポート料及びその他対象サービス料の合計額

パートナーの注文と報告に関する条件

貴社が注文及び／又は報告にオラクルのオンライン発注システムを使用する場合、貴社の注文及び／又は報告は本ポリシーのオンライン発注の項に定める条件に準拠するものとします。報告にパートナー報告書様式を使用する場合は、契約、当該報告書様式及び本ポリシーには提出される報告書に適用される条件が含まれます。

Value Added Distributor Agreementに基づく発注

ポリシー

このポリシーの運用では Value Added Distributor Agreement に基づく発注は Cloud Services Distribution Addendum to Value Added Distribution Agreement に基づく発注を含みます。貴社は、貴社日本オラクル間で取り交わした Value Added Distributor Agreement (以下「VAD Agreement」といいます)あるいは Cloud Services Distribution Addendum to Value Added Distributor Agreement (以下「CSDA to VADA」といいます)に基づき、エンドユーザーに頒布する目的で、特定の日本オラクルの対象プログラム、対象ハードウェア、Learning Credits、テクニカル・サポート、クラウド・サービス及びその他日本オラクルの対象サービスを注文することができます。貴社は、distributor、reseller (distributorが選定した販売店、以下同じ)又はremarketer (VADの販売店、以下同じ。但し、日本国内においてはremarketerは現在制度化されておりません)から注文を受けた後に限り、それが注文したのと同じ対象プログラム、対象ハードウェア、Learning Credits、クラウド・サービス及び／又は対象サービスを日本オラクルに注文することができます。貴社の注文は、完全であり、かつ本Partner Ordering Policiesに準拠したものでなければならず、また、VAD Agreement あるいは CSDA to VADA の条件が適用されるものとします。

日本オラクルは、OPNサイトで、オンライン発注システム及び／又は日本オラクルの標準の Value Added Distributor (以下「VAD」といいます)注文書を利用可能にするものとします。貴社は、利用可能な場合はオンライン発注システムにより、又は日本オラクルの指示に従いファクシミリ又はポストで日本オラクルの標準のVAD注文書を提出することにより、発注しなければなりません。詳細については、下記のオンライン発注の項をご覧ください。

データ・エレメント

貴社が提出する各注文書には、OPNサイトで貴社に提供されるVAD注文書に記載のデータ・エレメント、又はオンライン発注システムに含まれるデータ・エレメントを含めなければなりません。データ・エレメントには以下に記載する事項が含まれますが、それに限定されません。

1. 対象プログラム、対象ハードウェア、テクニカル・サポート及びその他対象サービス
 - distributor、reseller 又は remarketer の名称及び住所(その電子メールアドレスを含みます)、並びに、(a) 場合に応じて、distributor、reseller 又は remarketer と日本オラクルの間で取り交わされた distribution agreement の名称及び発効日、又は(b) VAD Agreement で認められている場合は、貴社と distributor、reseller 又は remarketer の間で取り交わされた distribution agreement の名称及び発効日
 - エンドユーザーの名称及び住所(エンドユーザーの電子メールアドレスを含みます)
 - 場合に応じて、Transactional Oracle Master Agreement の日付及びバージョン、Oracle Partner Store の Web サイトからの一意の登録キー番号、Oracle Master Agreement 又は下記に説明する、日本オラクルが使用を認めた日本オラクルとエンドユーザー間の既存の使用権許諾契約の日付及びバージョン
 - distribution agreement において該当する場合は、distributor 又は reseller とエンドユーザー間のエンドユーザー使用権許諾契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
 - 貴社が発注を行っている貴社日本オラクル間の契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
 - 場合に応じて、対象プログラムの出荷先(出荷を要する場合)。
 - 場合に応じて、対象ハードウェアの引渡場所。
 - 使用権許諾された対象プログラムの名称、該当するライセンス単位、数量及び有効期間(期間ライセンスの場合)

- 日本オラクルに支払うべきライセンス料、ハードウェアの対価、年間のテクニカル・サポート料及びその他対象サービス料の合計額
- エンドユーザーに伝達される2年目の年間のテクニカル・サポート料

2. Learning Credits

- distributor、reseller 又は remarketer の名称及び住所(その電子メールアドレスを含みます)、並びに、(a) 場合に応じて、distributor、reseller 又は remarketer と日本オラクルの間で取り交わされた distribution agreement の名称及び発効日、又は(b) VAD Agreement で認められている場合は、貴社と distributor、reseller 又は remarketer の間で取り交わされた distribution agreement の名称及び発効日
- エンドユーザーの名称及び住所(エンドユーザーの電子メールアドレスを含みます)
- 場合に応じて、Transactional Oracle Master Agreement の日付及びバージョン、Oracle Partner Store の Web サイトからの一意の登録キー番号、Oracle Master Agreement 又は下記に説明する、日本オラクルが使用を認めた日本オラクルとエンドユーザー間の既存の使用権許諾契約の日付及びバージョン
- distribution agreement において該当する場合は、distributor 又は reseller とエンドユーザー間のエンドユーザー使用権許諾契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
- 貴社が発注を行っている日本オラクルとの契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
- Learning Credits の数及び価格表に記載の価格
- 貴社に対する割引
- 料金の合計額

3. クラウド・サービス

- エンドユーザーの名称及び住所(エンドユーザーの電子メールアドレスを含みます)
- 『エンドユーザー・クラウド・サービス契約』の項で、オラクルとエンドユーザー間の Oracle Cloud Services Agreement (CSA) の日付とバージョン、あるいはスケジュール C が添付されたオラクルとエンドユーザー間の Oracle Master Agreement (OMA)の日付とバージョンとして説明されているエンドユーザー・クラウド・サービス契約
- 貴社の distribution agreement において該当する場合は、貴社とエンドユーザー間のエンドユーザー使用権許諾契約の名称(日付又はバージョンを含みます)
- “SEU” (Specified End User) の注文の場合は、クラウド発注のエンド・ユーザー証明書(POEU)要件を満たす必要があります
- 貴社が発注を行っている貴社と日本オラクルとの間の契約の名称(日付及び契約書番号を含みます)
- 製品、クラウド・サービスの契約数と定価、サービス期間
- 貴社に対する割引
- 日本オラクルに支払うべき対価の合計額
- データセンター地域

エンドユーザー契約

貴社と distributor、reseller 又は remarketer の間で取り交わす注文書には、注文書はエンドユーザー使用権許諾契約の条件に準拠し、当該条件を組み込むことが明記されなければなりません。エンドユーザー契約は、以下の契約のいずれかとします。(1) Transactional Oracle Master Agreement (TOMA) (2) Oracle Master Agreement (OMA) (3) 日本オラクルが事前に使用を認める日本オラクルとエンドユーザー間の既存の使用権許諾契約(場合に応じてハードウェアに関する特約が添付されること) 貴社が日本オラクルに提出する各注文書には、エンドユーザー契約は以下に定める契約のいずれかとすることを記載するものとします。(a) 利用可能な場合にエンドユーザーがオンラインで同意する TOMA (b) エンドユーザーが締結する OMA (c) 日本オラクルが事前に使用を認めた日本オラクルとエンドユーザー間の既存の使用権許諾契約 貴社が提出する注文書に、エンドユーザーがオンラインで TOMA に同意する旨記載されている場合、貴社は、エンドユーザーがオンラインで TOMA に同意できるように、日本オラクルが指示する Web サイトをエンドユーザーに伝達するものとします。貴社が提出する注文書に、エンドユーザーが OMA を締結する旨記載されている場合、貴社は、注文書の提出時に署名済みの契約を日本オラクルに送付する必要があります。貴社は、日本オラクルの最新の標準 TOMA を、<http://www.oracle.com/partners> (ログインし、メンバーシップの管理 > 契約とポリシー を選択)で入手するこ

とができます。貴社の注文書に、日本オラクルとエンドユーザー間の既存の使用権許諾契約が記載される場合、貴社は、発注する前に当該既存の使用権許諾契約を日本オラクルに提出して承諾を求める必要があり、日本オラクルが当該既存の使用権許諾契約の使用を認めた後でなければ、関連する注文書を提出することができません。

貴社の VAD Agreement 又は日本オラクルと distributor 又は reseller の間で交わした distribution agreement において、日本オラクルとの明確な合意がある場合は、貴社と distributor 又は reseller の間で取り交わす注文書に記載するエンドユーザー契約を、場合に応じて、VAD Agreement 又は Oracle distribution agreement の条件に準拠した distributor 又は reseller とエンドユーザー間の法的拘束力のある契約書にすることができます。その場合、貴社が提出する注文書に、エンドユーザー契約の名称、日付及びバージョンを表示しなければなりません。

上記エンドユーザー契約に関する規定、あるいは貴社の VAD Agreement の規定にかかわらず、次の条件を満たす場合、貴社の distributor あるいは reseller からの注文はエンドユーザー契約書の代わりにオラクルの Manufacturer's Statement of Terms を参照することができます。

条件:対象ハードウェアとそのテクニカル・サポートおよびオラクルのテクニカル・サポート・ポリシーで指定される関連するサービスのみの頒布の場合

貴社からの注文に、オラクルの Manufacturer's Statement of Terms による注文である旨が記載されている場合、貴社の注文書がオラクルに提出されたことをもって、貴社と distributor あるいは reseller がオラクルの Manufacturer's Statement of Terms をエンドユーザーに提示したことの確約とみなされます。貴社は、対象ハードウェア購入に関する貴社と distributor あるいは reseller 間の契約条件について、オラクルの Manufacturer's Statement of Terms に記載されている事項を除き、すべての責任を負うものとし、Manufacturer's Statement of Terms に関連のない問い合わせをオラクルが直接受けた場合は貴社に照会します。オラクルの Manufacturer's Statement of Terms は対象プログラム とそれに関連するサービスの注文には使用することはできません。

上記の規定および VAD Agreement の規定にかかわらず、ハードウェアの注文がオラクルの Non-IP Parts のみで構成される場合、当該注文に関してはエンドユーザー契約の締結を不要とします。Non-IP Parts の一覧は <http://www.oracle.com/partners> (ログインし、マーケティングと販売 > 販売リソース を選択)で閲覧できます。

エンドユーザー・クラウド・サービス契約

貴社と reseller との間の注文には、当該注文が次のいずれかのエンドユーザー・クラウド・サービス契約の条件に準拠し、当該条件と一体をなすことが明確に記載されなければなりません。

- ・ オラクルとエンドユーザー間の、スケジュールCが添付された最新の Oracle Master Agreement (OMA)
- ・ オラクルとエンドユーザー間の、最新の Cloud Services Agreement (CSA)

貴社が日本オラクルに提出する個々の注文書には、エンドユーザー・クラウド・サービス契約が次に定める契約のいずれかとするを記載するものとします (a)オラクルとエンドユーザー間のOMA (b)オラクルとエンドユーザー間の CSA。貴社が発注の際に、エンドユーザーがオラクルとエンドユーザー間で有効なエンドユーザー・クラウド・サービス契約未締結の場合は、貴社はエンドユーザー捺印のあるエンドユーザー・クラウド・サービス契約を変更なしで貴社が発注する際にオラクルに提供しなければなりません。貴社は、日本オラクルの最新の標準 OMA 及び CSA を、<http://www.oracle.com/partners> (ログインし、メンバーシップの管理 > 契約とポリシー を選択)で入手することができます。

貴社の CSDA to VADA で明示的に認められている場合、reseller からの貴社の注文が参照するエンドユーザー・クラウド・サービス契約は CSDA to VADA の条件に準拠した reseller とエンドユーザー間の法的拘束力のある契約書でなければなりません。その場合、貴社が提出する注文書に、エンドユーザー・クラウド・サービス契約の名称、日付及びバージョン情報を表示しなければなりません。

VADの発注条件

貴社が VAD 注文書を用いて発注する場合、VAD 注文書には、提出される注文書に適用される条件が含まれます。貴社が日本オラクルのオンライン発注システムのいずれかを用いて発注する場合、貴社の注文は、本ポリシーのオンライン発注の項に定める条件に準拠するものとします。公共機関のエンドユーザーに対象プログラム、対象ハードウェア、及び/又は対象サービスを頒布を行うときは、<http://www.oracle.com/partners>（ログインし、マーケティングと販売 > 販売リソース を選択）で入手することができる Public Sector VAD Ordering Documents で発注されなければなりません。「公的機関のエンドユーザー」とは、①あらゆる階層の国、地方自治体の全ての行政機関、立法機関、司法機関、それらに関連する機関又は部局、②上記①により経営、支配又は議決権の過半数を所有されている法人、あらゆる種類の公的機関、公的な財団法人(政党、政治組織、政治家候補を含みます)、③あらゆる公的な国際機関(国際赤十字、国際連合、世界銀行等の機関を指しますがこれらに限定されません)を指します。

対象プログラムとそのテクニカル・サポートに関するパートナー及びエンドユーザーの発注条件

日本オラクルと Full Use Distribution Agreement を取り交わした distributor 又は reseller は、上記の「Full Use Distribution Agreement に基づく発注」の「エンドユーザーの発注条件」の項を遵守しなければなりません。

貴社は、日本オラクルと Full Use Distribution Agreement を取り交わしていない distributor、reseller 及び remarketer に、以下の条件を伝達しなければならず、当該 distributor、reseller 及び remarketer は、発注したエンドユーザーに以下の条件を伝達しなければなりません。貴社は、以下の条件がエンドユーザーに伝達され、エンドユーザーが書面でそれに同意したことについて、当該 distributor、reseller 及び remarketer から書面により承諾を得る必要があります。貴社は、当該承諾書をすべて記録するものとします。

- 定義及び規則（(注)この項は、remarketer からの注文には適用されません。）- 各注文書の一部として、エンドユーザーが注文した対象プログラム、テクニカル・サポート及び Learning Credits に適用される特定の定義及び規則を、distributor、reseller 及びエンドユーザーに伝達しなければなりません。定義及び規則は、<http://www.oracle.com/partners>（ログインし、メンバーシップの管理 > 契約とポリシー を選択）で閲覧できます。
- 開始日 - distributor、reseller 及びエンドユーザーの注文書には、対象プログラムの使用権及び対象サービスの実施期間は、有形のメディアの出荷時点又は出荷の必要がない場合は、貴社日本オラクル間で交わした注文書の発効日をもって有効とする旨を表示しなければなりません。
- 対象地域 - distributor、reseller 及びエンドユーザーの注文書には、対象プログラムの使用権及び対象サービスは、エンドユーザーが所在する国又は地域でエンドユーザーによって使用されるためのものである旨を表示しなければなりません。
- 引渡し及びインストール - distributor、reseller 及びエンドユーザーの注文書においてデリバリー・メカニズムを指定し、かつ、選択されたデリバリー・メカニズムに応じて、以下の関連するパラグラフを含める必要があります。日本オラクルは、いくつかのデリバリー・オプション(電子的な方法によるダウンロードを含みます)を提供しています。メディアパックは全ての対象プログラムに対して出荷可能であるとは限らず、出荷可能な場合でもメディア代と出荷手数料がかかることに注意してください。電子的な方法によるダウンロードは、貴社若しくはエンドユーザーの国で又は特定のプログラムについて利用できない場合がありますのでご注意ください。デリバリー・オプションを選択する前に、<http://edelivery.oracle.com> で可用性を確認してください。
- エンドユーザーが電子的にダウンロードすることにより対象プログラムを受領することを選択した場合 - 対象プログラムが電子的にダウンロードすることにより入手できる場合、日本オラクルは、貴社、distributor、reseller 及び/又はエンドユーザーが、<http://edelivery.oracle.com> にある Software Delivery Cloud サイトでダウンロードにより注文した対象プログラムを入手できるようにするものとします。Oracle 1-Click Ordering プログラムの注文の場合は、日本オラクルは、エンド

ユーザーが、<http://edelivery.oracle.com/oracleoneclickordering> でダウンロードによってのみ、対象プログラムを入手できるようにするものとします。貴社、distributor、reseller 及び／又はエンドユーザーは、インターネットの URL を介して、注文した各対象プログラムの注文書の発効日時点で最新の本番リリース、及び当該各対象プログラムのソフトウェアと関連の対象ドキュメントにアクセスし、それらをダウンロードすることができます。Oracle 1-Click Ordering プログラムに関してのみ、エンドユーザーは、対象プログラムをダウンロードすることができ、当該ダウンロードは、貴社日本オラクル間で交わした注文書の日付から 30 日以内に完了しなければなりません。最初のダウンロード後、エンドユーザーは、最新版の対象プログラムを取得するために、該当する対象プログラムのテクニカル・サポートを継続して契約することを条件として、注文した対象プログラムのソフトウェア及び関連の対象ドキュメントを継続的にダウンロードすることができます。全ての対象プログラムが、全てのハードウェアとオペレーティング・システムの組み合わせで使用できるわけではありません。最新のプログラムの可用性については、上記の Software Delivery Cloud Web サイトで確認してください。貴社は、ダウンロードによるか又はその他の方法によるかを問わず、日本オラクルが上記以外に引渡し義務を一切負わないことについて、distributor、reseller 又は remarketer から書面により承諾を得る必要があります。また、distributor、reseller 又は remarketer はそれについて、エンドユーザーから書面により承諾を得なければなりません。貴社、distributor、reseller、remarketer 及び／又はエンドユーザーは、ソフトウェアのインストールについて責任を負うものとし、日本オラクルはその責任を一切負わないものとします。

- エンドユーザーが既に対象プログラムの引渡しを受けた場合 - エンドユーザーが既に、対象プログラムの引渡しを受けた場合は、日本オラクルは引渡し義務を負わず、また、貴社、distributor、reseller、remarketer 及びエンドユーザーは、日本オラクルが、注文書に記載の各対象プログラムのソフトウェアのメディアを1部及び対象ドキュメントを一式（一般に提供可能な形態で）エンドユーザー、distributor、reseller、remarketer 又は貴社の所在地に引き渡したことを認める必要があります。貴社、distributor、reseller、remarketer 及び／又はエンドユーザーは、ソフトウェアのインストールについて責任を負うものとし、日本オラクルはその責任を一切負わないものとします。
- エンドユーザーが電子的にダウンロードすることにより対象プログラムを受領し、対象プログラムをさらに1部、メディア・パックの出荷により受領するを選択した場合 - 対象プログラムがダウンロードにより入手できる場合、日本オラクルは、貴社、distributor、reseller 及び／又はエンドユーザーが、<http://edelivery.oracle.com> にある Software Delivery Cloud Web サイトでダウンロードにより注文した対象プログラムを入手できるようにするものとします。Oracle 1-Click Ordering プログラムの注文の場合は、日本オラクルは、エンドユーザーが、<http://edelivery.oracle.com/oracleoneclickordering> でダウンロードすることによってのみ、対象プログラムを入手できるようにするものとします。貴社、distributor、reseller 及び／又はエンドユーザーは、インターネットの URL を介して、注文した各対象プログラムの注文書の発効日時点で最新の本番リリース、及び当該各対象プログラムのソフトウェアと関連の対象ドキュメントにアクセスし、それらをダウンロードすることができます。Oracle 1-Click Ordering プログラムに関してのみ、エンドユーザーは、対象プログラムをダウンロードすることができ、当該ダウンロードは、貴社日本オラクル間で交わした注文書の日付から 30 日以内に完了しなければなりません。最初のダウンロード後、エンドユーザーは、最新版の対象プログラムを取得するために、該当する対象プログラムのテクニカル・サポートを継続して契約することを条件として、注文した対象プログラムのソフトウェア及び関連の対象ドキュメントを継続的にダウンロードすることができます。全ての対象プログラムが、全てのハードウェアとオペレーティング・システムの組み合わせで使用できるわけではありません。最新のプログラムの可用性については、上記の Software Delivery Cloud Web サイトで確認してください。日本オラクルは、対象プログラムをダウンロードすることにより入手可能とすることに加えて、注文書に記載のハードウェアとオペレーティング・システムの組み合わせで使用できる有形のメディアを、注文書に記載の住所に引き渡すものとします。各メディア・パックは、メディア・パックに含まれる各対象プログラムの（一般に提供可能な形態の）ソフトウェアのメディア1部及び対象ドキュメント一式で構成されています。適切なメディア代金及び送料が、適用されるものとします。

有形のメディアの引渡しに関する日本オラクルの出荷条件は、FCA Shipping Point, Prepaid and Add(出荷地運送人渡し条件。運送料については日本オラクルが前払いし、出荷物の請求書に加算して請求する)です。Oracle 1-Click Ordering プログラムが貴社に出荷される場合、貴社は、当該プログラムを受領時の状態で未開封のまま distributor、reseller 又は remarketer に送り、エンドユーザーに出荷されるようにしなければならず、出荷された当該プログラムは、エンドユーザーのみが開封することができます。貴社は、日本オラクルが Electronic Delivery Web サイトの URL を提供したことにより、その引渡し義務を果たしたことについて、distributor、reseller 又は remarketer から書面により承諾を得る必要があります。また、distributor、reseller 又は remarketer はそれについて、エンドユーザーから書面により承諾を得なければなりません。貴社、distributor、reseller、remarketer 及び／又はエンドユーザーは、ソフトウェアのインストールについて責任を負うものとし、日本オラクルはその責任を一切負わないものとします。

- ソースコード - 貴社は distributor、reseller 又は remarketer に対し、日本オラクルは、特定の対象プログラムの標準的な納品物の一部としてソースコードを提供することができ、日本オラクルが提供する全てのソースコードには、使用権許諾契約及び対象ドキュメントの条件が適用されることを通知する必要があります。当該 distributor、reseller 又は remarketer は、それをエンドユーザーに通知しなければなりません。
- トライアル・ライセンス - 貴社は distributor、reseller 又は remarketer に対し、エンドユーザーが試用又は非業務処理目的にのみ使用できる別のプログラムが、エンドユーザーの注文に含まれることがある旨を通知する必要があります。当該 distributor、reseller 又は remarketer は、それをエンドユーザーに通知しなければなりません。エンドユーザーは、第三者に対して対象プログラムの内容及び／又は機能に関する研修を提供し、又はそのような研修に参加するためにトライアル・プログラムを使用することはできません。エンドユーザーは、トライアル・プログラムが納入された日から 30 日間(以下「トライアル期間」といいます)、当該プログラムを評価できます。エンドユーザーは、トライアル期間経過後にも当該プログラムを使用する場合は、当該プログラムについて日本オラクル又は正規販売代理店から使用権の許諾を受ける必要があります。エンドユーザーは、トライアル期間経過後に当該プログラムの使用権を購入しない場合は、当該プログラムの使用を中止し、エンドユーザーのコンピュータ・システムから当該プログラムを削除しなければなりません。当該プログラムは現状有姿のまま提供されるものであり、日本オラクルは、当該プログラムについて、いかなる保証責任を負うものでなく、またテクニカル・サポートは一切実施しません。
- 分離 - 貴社は distributor、reseller 又は remarketer に対し、対象プログラムの使用権の申出は、エンドユーザーが日本オラクルから受けたか、又は受ける可能性があるコンサルティング・サービスの申出とは別に行われるものであり、対象プログラムの使用権は、エンドユーザーに日本オラクルのコンサルティング・サービスを購入することを要求するものではない旨を通知する必要があります。当該 distributor、reseller 又は remarketer は、それをエンドユーザーに通知しなければなりません。
- Learning Credits((注)この項は、remarketer からの注文には適用されません。)- 貴社は distributor 又は reseller に対し、注文された Learning Credits は取消不能であり、一旦支払われた Learning Credits の対価は払い戻されないことを通知する必要があります。当該 distributor 又は reseller は、それをエンドユーザーに通知しなければなりません。Learning Credits の注文に対しては、出荷は必要ありません。Oracle University は、注文及び関連の支払を受け次第、エンドユーザーにそのアカウント番号を電子メールで送付するものとします。

対象ハードウェアとそのテクニカル・サポートに関するパートナー及びエンドユーザーの発注条件

日本オラクルと Full Use Distribution Agreement を取り交わした distributor 又は reseller は、上記の「Full Use Distribution Agreement に基づく発注」の「エンドユーザーの発注条件」の項を遵守しなければなりません。

貴社は、日本オラクルと Full Use Distribution Agreement を取り交わしていない distributor、reseller 及び

remarketer に、以下の条件を伝達しなければならず、当該 distributor、reseller 及び remarketer は、発注したエンドユーザーに以下の条件を伝達しなければなりません。貴社は、以下の条件がエンドユーザーに伝達され、エンドユーザーが書面でそれに同意したことについて、当該 distributor、reseller 及び remarketer から書面により承諾を得る必要があります。貴社は、当該承諾書をすべて記録するものとします。

- 対象ハードウェア - 貴社が対象ハードウェアを注文する場合、対象ハードウェアは次のコンポーネントにより構成されます： 添付の見積書に記載された、オペレーティング・システム、組込ソフトウェアと全てのハードウェア機器（コンポーネント、オプション及び、スペア・パーツを含みます）。ハードウェア機器およびそのパーツは新品の場合と再利用品の場合があります。
- 開始日 - 対象ハードウェア及び組込ソフトウェアについて、開始日とは、対象ハードウェアの受領日をいいます。但し、対象ハードウェア及び組込ソフトウェアに関連する全てのサービスの実施期間は、対象ハードウェアの出荷日をもって開始します。
- 対象地域 - 対象ハードウェアは、貴社が注文書にて引渡し場所として指定した国に設置されるものとします。
- セグメンテーション(契約の独立性) - (エンドユーザーへの配布を目的として提出される貴社の注文書に記載された) 対象ハードウェアの購入は、エンドユーザーがオラクルから提供を受ける、又は既に提供を受けたコンサルティング・サービス、対象プログラム及びテクニカル・サポートの提案から独立しており、オラクルのコンサルティング・サービス、テクニカル・サポート及び対象プログラムの購入は必須ではありません。
- ハードウェアの引渡し、設置及び受領
 - ① 貴社、Oracle distributor、Oracle reseller あるいはエンドユーザーは、対象ハードウェアの設置について責任を負います。
 - ② オラクルは、対象ハードウェアを、貴社の注文で指定した場所にて引き渡すものとします。国別の引き渡し条件は、Order and Delivery Policies に基づくものとし、かかるポリシーは <http://www.oracle.com/partners> (ログインして [メンバーシップの管理](#) > [契約とポリシー](#) を選択) にて閲覧することができます。
 - ③ エンドユーザーは、対象ハードウェアの引渡し時点において、これを受領したものとみなします。
 - ④ オラクルは、部分的に引渡しをする場合があり、その場合には貴社に対し相当対価の請求ができるものとします。
 - ⑤ オラクルは、対象ハードウェアの全体的なパフォーマンスに重大な悪影響を与えない範囲で、製品の代替や変更をする場合があります。
 - ⑥ オラクルは、貴社の注文した対象ハードウェアの数量やタイプに応じ、オラクルの過去の実績に準じた期間内に引渡しができるように商業的に合理的な範囲で努力するものとします。
- 所有権の移転 - 貴社と Oracle distributor あるいは Oracle reseller の間と、Oracle distributor あるいは Oracle reseller とエンドユーザーの間におけるハードウェア機器の所有権は引渡しにより移転することを記載しなくてはなりません。

オンライン発注

ポリシー

オラクルは、パートナーがオラクルに発注する目的で、以下の 3 つのオンライン発注システムを利用できるようにしています。

- Oracle Partner Store (OPS)

- XML/EDI
- Oracle Renewal Information Online (ORION)

乙が推奨するオンライン発注のグローバルなソリューションは、OPS と XML/EDI です。

日本オラクルが貴社に対し、オンライン発注システムを利用可能とした場合、貴社は、通常の注文を、日本オラクルが指定するシステムによりオンラインで行うものとします。オンライン発注システムにより貴社を代表してオラクルの対象プログラム、対象ハードウェア、Learning Credits、テクニカル・サポート及び／又は対象サービスのオンライン注文を提出する権限を付与される者(以下「発注担当者」といいます)は、貴社のアカウント管理者により指名されるものとし、貴社は当該アカウント管理者を指名する責任を有します。発注担当者は、貴社のアカウント管理者から付与されたユーザーID 及びパスワードを用いて、オンライン発注システムにアクセスし、発注することが可能となります。貴社がユーザーID 及びパスワードを付与した者は全て、日本オラクルにより発注担当者となみなされます。発注担当者は、貴社を代表して、日本オラクルの対象プログラム、Learning Credits 及び／又は対象サービスを発注し、契約を締結する資格と権限を有し、貴社は、貴社のユーザーID 及びパスワードを用いてオンライン発注システムでなされた全ての発注を、貴社を代表してなされた発注として日本オラクルが取り扱うことができることを認め同意します。貴社は、オンライン発注システムのユーザーID とパスワードの安全性を確保するために、また、権限を持たないユーザーが、貴社のユーザーID 及びパスワードを使用しシステムにアクセスしないようにするために、あらゆる合理的な手段を講じることに同意します。貴社は、将来にわたり、注文の伝送及びその確定が電子的に行われたという理由により、オンライン発注システムによりなされた注文の有効性及び実効性について異議を唱えないことに同意します。

貴社が通常の業務過程において購買注文書を発行している場合で、貴社の日本オラクルに対する支払歴が良好であるときは、日本オラクルは自らの裁量で、貴社がオンライン発注システムにより提出したオンライン電子注文書で、発注書番号が記載されているものは、当該発注書の物理的なコピーを提出することなく、有効な注文書とみなされることを認めることができます。また、日本オラクルは、自らの裁量において、日本オラクルになされたいかなる注文についても、発注書の物理的なコピーを提出するよう貴社に求めることができます。

貴社が購買発注書を発行しない場合には、オンライン発注システムによる注文の提出は、貴社所定の事務手続きの基準(当該注文に関する支払に必要な承認を含みます)を満たした上で行われていることを示し、また、当該注文は、貴社が自ら注文した製品及び／又はサービスにつき支払いを行うことを確約するものであることを示したことになります。

日本オラクルは、オンライン発注システムでなされる注文を受諾し、又は拒否する権利を留保します。日本オラクルは、添付又はその他の方法により、貴社の注文に含めることを日本オラクルが特に求めたもの以外、本ポリシーや貴社との distribution agreement に定められていないいかなる条件にも拘束されないものとします。

データ・エレメント

貴社が提出する個々の注文には、該当のオンライン発注システムで必須入力欄として示されている要求項目を含めなければなりません。

パートナーによるオンライン発注条件

貴社が日本オラクルのオンライン発注システムのいずれかを利用して、対象プログラム及びテクニカル・サポートを注文するときは、貴社の注文は以下の条件に準拠するものとします。

1. Oracle Partner Store
Oracle Partner Store には、貴社が提出する全ての注文に適用される使用条件及び発注条件が記載されています。
2. XML および EDI
XML に関し貴社と日本オラクルとの間で取り交わす XML Electronic Transmission Addendum の条件は次の

通りです。

対象プログラムとそのテクニカル・サポートに関する条件

- ・ 引渡し及びインストール - ダウンロードは、貴社若しくはエンドユーザーの国で、又は特定の対象プログラムについて利用できない場合があります。対象プログラムがダウンロードに対応している場合、日本オラクルは、貴社、distributor、reseller 及び／又はエンドユーザーが、<http://edelivery.oracle.com> にある Software Delivery Cloud Web サイトでダウンロードすることにより注文した対象プログラムを入手できるようにするものとします。Oracle 1-Click Ordering プログラムの注文の場合は、日本オラクルは、エンドユーザーに対してのみ、対象プログラムを <http://edelivery.oracle.com/oracleoneclickordering> でダウンロードを入手できるようにするものとします。貴社、distributor、reseller 又はエンドユーザーは、上述の URL を介して、注文した各対象プログラム及び関連する対象ドキュメントの注文書の発効日時点での最新版にアクセスし、それらをダウンロードすることができます。Oracle 1-Click Ordering プログラムについては、エンドユーザーのみが、対象プログラムをダウンロードでき、当該ダウンロードは、エンドユーザーの注文日から30日以内に完了しなければなりません。最初のダウンロード後、エンドユーザーは、最新版の対象プログラムを取得するために、該当する対象プログラムのテクニカル・サポートを継続して契約することを条件として、注文した対象プログラムのソフトウェア及び関連の対象ドキュメントを継続的にダウンロードすることができます。全ての対象プログラムが、全てのハードウェアとオペレーティング・システムの組み合わせで使用できるわけではありません。最新のプログラムがダウンロード可能であるか否かについては、上記の Software Delivery Cloud Web サイトで確認してください。注文のあったメディア・パックについて、日本オラクルは、注文書に記載に記載された特定のハードウェアとオペレーティング・システムの組み合わせで使用できる有形のメディアを、注文書に記載の住所に送付するものとします。メディア・パックは全ての対象プログラムに対して出荷可能であるとは限らず、出荷可能な場合でもメディア代と出荷手数料がかかることに注意してください。各メディア・パックは、メディア・パックに含まれる各対象プログラムの(一般に提供可能な形態の)ソフトウェアのメディア1部及び対象ドキュメント一式で構成されています。貴社は、適切なメディア代金及び送料を支払うことに同意します。有形のメディアの引渡しに関する日本オラクルの出荷条件は、FCA Shipping Point, Prepaid and Add(出荷地運送人渡し条件。運送料については日本オラクルが前払いし、出荷物の請求書に加算して請求する)です。Oracle 1-Click Ordering プログラムが貴社に出荷される場合、貴社は、当該プログラムを受領時の状態で未開封のまま distributor、reseller 又は remarketer に送り、エンドユーザーに出荷されるようにしなければならず、出荷された当該プログラムは、エンドユーザーのみが開封することができます。貴社は、日本オラクルが Software Delivery Cloud Web サイトの URL を提供したことにより、注文書に基づく引渡し義務を果たしたことについて認め、かつエンドユーザーから書面により確認を得るか、又は、貴社はそれについて、distributor、reseller 若しくは remarketer から書面により確認を得るとともに、distributor、reseller 若しくは remarketer はそれについて、エンドユーザーから書面により確認を得るものとします。貴社、distributor、reseller、remarketer 及び／又はエンドユーザーは、ソフトウェアのインストールについて責任を負うものとし、日本オラクルはその責任を一切負わないものとします。エンドユーザーが既に、対象プログラムの引渡しを受けている場合は、日本オラクルは、当該注文書において引渡し義務を負いません。貴社、distributor、reseller、remarketer 及び／又はエンドユーザーは、日本オラクルが、当該注文書に記載の各対象プログラムのソフトウェアのメディアを1部及び対象ドキュメント一式(一般に提供可能な形態で)貴社、distributor、reseller、remarketer 又はエンドユーザーの所在地に引き渡したことを確認します。貴社、distributor、reseller、remarketer 及び／又はエンドユーザーは、ソフトウェアのインストールについて責任を負うものとし、日本オラクルはその責任を一切負わないものとします。
- ・ 対価、請求及び支払義務 - 契約に定めがある場合を除き、注文に基づく対価は取消不能とし、一旦支払われた金額は払戻不能とします。使用権及び対象サービスの対価は、開始日以降に請求されます。対象サービスの対価は、その実施前に請求され、テクニカル・サポートの料金は、年額前払いにて請求されます。エンドユーザーに頒布する目的で取得された対象プログラムの使用権及びテクニカル・サポートの期間は、12ヶ月間とします。注文書に表示される対価に加えて、日本オラクルは貴社に対し、

適切な送料又は税金を請求するものとし、distributor、reseller、remarketer 及びエンドユーザー（適用される場合）が、注文書に基づく支払義務を履行するにあたり、いかなるプログラムや更新版の将来の提供可能性をも前提としないことに、貴社は同意し認めます。ただし、前述の定めは、(a) 注文書に基づき使用権許諾される対象プログラムのテクニカル・サポートを貴社が注文する場合は、そのテクニカル・サポートが提供される時点の日本オラクルのサポート・ポリシーに従って、当該注文に基づきテクニカル・サポート（提供可能な場合）をエンドユーザーに提供する日本オラクルの義務を免除するものではなく、(b) 当該注文及び該当の distribution agreement の条件に従い、当該注文に基づきエンドユーザーに使用権許諾された対象プログラムの権利を変更するものではありません。

- ・ セグメンテーション（契約の独立性） - 対象プログラムの使用権の提案は、エンドユーザーが日本オラクルから受けたか、又は受ける可能性があるコンサルティング・サービスの提案とは別に行われるものであり、エンドユーザーに日本オラクルのコンサルティング・サービスの購入を求めるものではありません。

対象ハードウェアとそのテクニカル・サポートに関する条件

- ・ ハードウェアの引渡し、設置及び受領
 - ① 貴社及びエンドユーザーは、対象ハードウェアの設置について責任を負います。
 - ② オラクルは、対象ハードウェアを、貴社の注文で指定した場所にて引き渡すものとし、国別の引き渡し条件は、Order and Delivery Policies に基づくものとし、かかるポリシーは <http://www.oracle.com/partners>（ログインして メンバーシップの管理 > 契約とポリシー を選択）にて閲覧することができます。
 - ③ エンドユーザーは、対象ハードウェアの引渡し時点において、これを受領したものみなします。
 - ④ オラクルは、部分的に引渡しをする場合があり、その場合には貴社に対し相当対価の請求ができるものとし、
 - ⑤ オラクルは、対象ハードウェアの全体的なパフォーマンスに重大な悪影響を与えない範囲で、製品の代替や変更をすることがあります。
 - ⑥ オラクルは、貴社の注文した対象ハードウェアの数量やタイプに応じ、オラクルの過去の実績に準じた期間内に引渡しができるように商業的に合理的な範囲で努力するものとし、
- ・ 対価、請求及び支払義務 - 契約に定めがある場合を除き、注文に基づく対価は取消不能とし、一旦支払われた金額は払戻不能とします。使用権及び対象サービスの対価は、開始日以降に請求されます。対象サービスの対価は、その実施前に請求され、テクニカル・サポートの料金は、年額前払いにて請求されます。エンドユーザーに頒布する目的で取得された対象プログラムの使用権及びテクニカル・サポートの期間は、12ヶ月間とします。注文書に表示される対価に加えて、日本オラクルは貴社に対し、適切な送料又は税金を請求するものとし、distributor、reseller、remarketer 及びエンドユーザー（適用される場合）が、注文書に基づく支払義務を履行するにあたり、いかなるプログラムや更新版の将来の提供可能性をも前提としないことに、貴社は同意し認めます。ただし、前述の定めは、(a) 注文書に基づき使用権許諾される対象プログラムのテクニカル・サポートを貴社が注文する場合は、そのテクニカル・サポートが提供される時点の日本オラクルのサポート・ポリシーに従って、当該注文に基づきテクニカル・サポート（提供可能な場合）をエンドユーザーに提供する日本オラクルの義務を免除するものではなく、(b) 当該注文及び該当の distribution agreement の条件に従い、当該注文に基づきエンドユーザーに使用権許諾された対象プログラムの権利を変更するものではありません。
- ・ セグメンテーション（契約の独立性） - （エンドユーザーへの頒布を目的として提出される貴社の注文書に記載された）対象ハードウェアの購入は、エンドユーザーがオラクルから提供を受ける、又は既に提供を受けたコンサルティング・サービス、対象プログラム及びテクニカル・サポートの提案から独立しており、オラクルのコンサルティング・サービス、テクニカル・サポート及び対象プログラムの購入は必須ではありません。

エンドユーザー向けの注文に関するFUDAのオンライン発注条件

貴社は、日本オラクルのオンライン発注システムのいずれかを利用して、FUDA Agreement に基づき発注する場合は、上記の「Full Use Distributionに基づく発注」の「エンドユーザーの発注条件」の項の条件に従わなければなりません。

パートナー及びエンドユーザー向けの注文に関するVAD Agreementのオンライン発注条件

貴社は、日本オラクルのオンライン発注システムのいずれかを利用して、VAD Agreement に基づき発注する場合は、上記の「Value Added Distributor Agreement に基づく発注」の「パートナー及びエンドユーザーの発注条件」の項の条件に従わなければなりません。

エンドユーザー向けの注文に関するCSDAのオンライン発注条件

貴社は、日本オラクルのオンライン発注システムのいずれかを利用して、CSDA に基づき発注する場合は、上記の「Full Use Distribution に基づく発注」の「クラウド・サービスの発注条件」の項の条件に従わなければなりません。

エンドユーザー向けの注文に関するCSDSのオンライン発注条件

貴社は、日本オラクルのオンライン発注システムのいずれかを利用して、CSDS に基づき発注する場合は、上記の「Cloud Services Distribution Schedule to ISV Master Distribution Agreement Order」の「エンドユーザーの発注条件」の項の条件に従わなければなりません。

エンドユーザー向けの注文に関するCSDA to MDAのオンライン発注条件

貴社は、日本オラクルのオンライン発注システムのいずれかを利用して、CSDA to MDA に基づき発注する場合は、上記の「Cloud Services Distribution Addendum to the Master Distribution Agreement Order」の「エンドユーザーの発注条件」の項の条件に従わなければなりません。

Oracle PartnerNetwork Agreementに基づく発注

ポリシー

貴社は、貴社と日本オラクルとの間で取り交わす Oracle PartnerNetwork Agreement (以下「OPN Agreement」といいます)に基づき、Development Licenses 及び Demonstration Licenses のために、特定の日本オラクルの対象プログラムを取得することができます。貴社は、OPN サイトで入手可能な日本オラクルの標準のパートナー注文書を提出して、Development Licenses 及び Demonstration Licenses を注文することができます。または、貴社は、<http://www.oracle.com/partners> (ログインして ソリューションの開発 を選択)の OPN サイトに記載の指示に従い、開発・ライセンス及びデモンストレーション・ライセンスのための対象プログラムをダウンロードすることができます。

パートナーの発注条件

貴社がパートナー注文書を用いて発注する場合、パートナー注文書には、当該注文に適用される条件が記載されるものとします。貴社がOPNサイトで対象プログラムをダウンロードする場合は、以下の条件が適用されます。

4. **定義及び規則** - 貴社がダウンロードする対象プログラムに適用される特定の定義及び規則は、<http://www.oracle.com/partners> (ログインし、マーケティングと販売 > 販売リソース を選択)で閲覧できません。
5. **開始日** - 対象プログラムの使用権はすべて、日本オラクルの Software Delivery Cloud Web サイト (<http://edelivery.oracle.com>)からダウンロードした日をもって有効となります。
6. **対象地域** - 対象プログラムの使用権は、貴社が所在する国において、貴社が OPN Agreement に基づく活動で使用するためのものです。

7. 引渡し及びインストール - ダウンロードは、貴社の国で又は特定の対象プログラムについて利用できない場合があります。対象プログラムがダウンロードに対応している場合、日本オラクルは、貴社が、注文した対象プログラムを <http://edelivery.oracle.com> にある Software Delivery Cloud Web サイトでダウンロードできるようにするものとします。貴社は、上述の URL を介して、各対象プログラム及び関連する対象ドキュメントの最新版にアクセスし、それらをダウンロードすることができます。最初のダウンロード後、貴社は、最新版の対象プログラムを取得するために、該当する対象プログラムのテクニカル・サポートを継続して契約することを条件として、注文した対象プログラム及び関連する対象ドキュメントを継続的にダウンロードすることができます。全ての対象プログラムが、全てのハードウェアとオペレーティング・システムの組み合わせで使用できるわけではありません。最新のプログラムがダウンロード可能であるか否かについては、上記の Electronic Delivery Web サイトで確認してください。貴社は、日本オラクルが Software Delivery Cloud Web サイトの URL を提供したことにより、その引渡し義務を果たしたことを認めます。貴社は、ソフトウェアのインストールについて責任を負うものとします。メディア・パックは全ての対象プログラムに対して出荷可能であるとは限らず、出荷可能な場合でもメディア代と出荷手数料がかかることに注意してください。
8. 将来の提供可能性 - 対象プログラムをダウンロードするにあたり、貴社は、いかなるプログラムや更新版の将来の提供可能性をも前提としないことに同意し認めます。ただし、前述の定めは、(a) 貴社が対象プログラムのテクニカル・サポートを注文する場合は、当該テクニカル・サポートが提供される時点の日本オラクルのサポート・ポリシーに従って、当該注文に基づきテクニカル・サポート(提供可能な場合)を貴社に提供する日本オラクルの義務を免除するものではなく、(b) OPN Agreement の条件に従い、対象プログラムにつき貴社に許諾された権利を変更するものではありません。
9. ソースコード - 日本オラクルは特定の対象プログラムの標準的な納品物の一部としてソースコードを提供する場合があります、日本オラクルが提供する全てのソースコードには、OPN Agreement 及び対象ドキュメントの条件が適用されます。
10. トライアル・ライセンス - 貴社が試用又は非業務処理目的にのみ使用できる別のプログラムが、対象プログラムに含まれることがあります。貴社は、第三者に対して対象プログラムの内容及び／又は機能に関する研修を提供し、又はそのような研修に参加するためにトライアル・プログラムを使用することはできません。貴社は、トライアル・プログラムが納入された日から 30 日間(以下「トライアル期間」といいます)、当該プログラムを評価できます。貴社は、トライアル期間経過後にも当該プログラムを使用する場合は、当該プログラムについて日本オラクルから使用権の許諾を受ける必要があります。貴社は、トライアル期間経過後に当該プログラムの使用権を購入しない場合は、当該プログラムの使用を中止し、貴社のコンピュータ・システムから当該プログラムを削除しなければなりません。当該プログラムは現状有姿のままで提供されるものであり、日本オラクルは、当該プログラムについて、テクニカル・サポートの提供をせず、又、いかなる保証も提供しません。
11. セグメンテーション(契約の独立性) - 対象プログラムの使用権は、貴社がオラクルから提供される、あるいは提供された他のいかなるコンサルティング・サービスとも別に独立して提供されるものであり、貴社に日本オラクルのコンサルティング・サービスの購入を求めるものではありません。